

□第68回委員会 (H19. 12. 11開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	頁
委員会	第 68 回	2007.12.11	16:30～ 20:30	大阪会館	1)丹生ダムに関する審議 2)今後の委員会の開催予定について	P2
委員会 作業検討会	第 9 回	2007.12.19	15:30～ 18:30	メルパルク 京都	1)川上ダムについての審議のための準備作業	なし

淀川水系流域委員会 第 68 回委員会 (2007. 12. 11 開催) 結果報告		07. 12. 17 庶務発信
開催日時	2007 年 12 月 11 日 (火) 16 : 30 ~ 21 : 10	
場 所	大阪会館 1 F A・B・Cホール	
参加者数	委員 21 名、河川管理者 (指定席) 20 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 184 名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 69 回委員会 (12/27) では川上ダム・上野遊水地について、第 70 回委員会 (1/9) では大戸川ダムの継続審議 (時間があれば丹生ダムについても)、第 71 回委員会 (1/29) ではダムの総括的な審議によって委員会の考え方をまとめていく。2 ~ 3 月の委員会では、ダムの総括的な考え方を含めて、環境等の全体的な議論を行う。</li> </ul> <p><b>2. 報告事項</b> : 庶務より、報告資料 1 を用いて第 67 回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より、審議資料 2 および新聞報道 (「大戸川ダムなくても…洪水時の水位、堤防より 2 メートル下 読売新聞 12/11」) について説明がなされた。主な説明内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防には、洪水時の風浪やうねり等を考慮して、計画高水位を安全に流下するための「余裕高」を設定している。計画高水位の変更に関しては、被害ポテンシャルがあがること、周辺の街づくり (道路や鉄道) の基準になっていること等の理由から、計画高水位は上げられないと考えている。破堤に対して役立つように積極的に堤防強化を進めていく必要があるが、破堤しないことは保証できないし、堤防強化に頼り切ることもできないと考えている。後日、詳細に説明したい (河川管理者)。 →大戸川ダムの必要性に関わるポイントなので、第 70 回委員会 (1/9) の冒頭で審議する (委員長)。</li> </ul> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>1) 丹生ダムに関する審議</b></p> <p>委員より、審議資料 1-1 について説明がなされた後、審議がなされた。主な内容は以下の通り (例示)。</p> <p><b>○代替案の検討について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹生ダムの貯水容量 4000 万 m<sup>3</sup> は、琵琶湖岸の浚渫で確保できるのではないか。へドロの浚渫は環境にもプラスになる。丹生ダムの前に、まずはそういった代替案を徹底的に検討すべきではないのか。流域の 5 つのダムはすべて条件が違う。同じ基準で検討してはいけない。 →琵琶湖沿岸の浅場でへドロや細かい粒子が体積しているところはない。むしろ、湖岸堤の建設や湿地の干拓によって水陸移行帯が減ったことが問題となっている。</li> <li>内湖を復活して異常渇水対策のための容量を持たせるという代替案はどうか (委員長)。 →干拓以前の内湖の総面積は約 30km<sup>2</sup> で平均水位 2m (約 6000 万 m<sup>3</sup>)。現状は私有地で農地になっている。早崎内湖を元に戻す滋賀県の計画があるが、半端な金額ではない。 →治水対策として内湖復活案は妥当ではないという検討結果をこれまでに示している。内湖は干拓されて農地になっており、現実的には大きな課題がある (河川管理者)。</li> </ul> <p><b>○異常渇水対策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料 1 No889 の一般からのご意見の通り、取水制限の開始時期や下流の維持流量削減を見直せば、異常渇水対策容量は不要ではないか (異常渇水が発生する空梅雨の時は取水制限の実施時期を前倒しにする。平成 6 年には大川で 60→40m<sup>3</sup>/s に、神崎川で 10→5 m<sup>3</sup>/s に維持流量を削減したが大きな支障は出ていない)。 →取水制限を前倒しにすると頻繁な取水制限が行われる。空梅雨の気象予測も困難だ (河川管理者)。 →今年が空梅雨になるかどうかという判断の精度は高いと思う。検討して頂きたい。</li> <li>参考資料 1 No889 は「河川管理者が何ら有効な反論を為し得ていない」と結んでいる。河川管理者の「有効な反論」を聴かせて欲しい。一般の方が分析して提出した意見書なので、尊重して欲しい (委員長)。 →計算結果のみの回答なので、大変失礼な対応になってしまっている。検討ケース毎の説明と計算結果について、きちんとお答えしたい (河川管理者)。</li> <li>異常渇水対策容量を丹生ダムで確保する場合、それは利水事業になるのか、治水事業になるのか。 →利水事業は特定の利水者のための事業だが、異常渇水対策は不特定用水の確保のため、治水事業に含まれる。治水事業の場合、下流自治体の負担が伴う (河川管理者)。</li> </ul> <p><b>○瀬切れ対策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬切れが発生しているにもかかわらず、魚類は生き残っている。高時川と琵琶湖の間の農業水路に回避しているのではないか。ダムからの放流で瀬切れを解消するのではなく、農水省や土地改良区と連携して、現状を改善していく方向で検討してほしい。</li> <li>高時川の瀬切れには人為的な原因があると考えている。また、11m<sup>3</sup>/s の水利権が与えられているが、水利権を与える際の基準点、基準渇水年、基準渇水流量等の基礎的なデータが河川管理者から示されていない。 →昔から続く慣行水利の状況を受けて、昭和 51 年に 11m<sup>3</sup>/s を許可した。基準点は高時川頭首工の下流、基準渇水年は昭和 28 年、基準渇水流量は特に定めていない。正常流量は頭首工下流で 1.8m<sup>3</sup>/s。高時川は、許可水利権を与える時点ですでに瀬切れを起こしていた (河川管理者)。</li> </ul> <p><b>○整備計画の進め方・枠組みについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「農業用水の精査確認」「水需要の抑制」「水利権の見直し」はやらなければならないことだが、河</li> </ul>		

川管理者は、関係者との調整が必要となるこれらのソフト対策をきちんとアクションプランにして、その達成度を吟味していくのか。PDCA サイクルを動かすためには目標設定が必要になる。

→整備計画に位置づけた目標に向けて取り組んでいく。PDCA サイクルがきちんと動き、自らチェックできるような状況をつくるための検討が必要だと考えている（河川管理者）。

- ・内湖復活、維持流量削減、アクションプランといったことは、いずれも河川整備事業の枠ではなく、流域管理の枠組に含まれる。河川法や流域委員会の枠組みからはみ出したこれらの議論をしていくためには、流域委員会の役割を明確にしなければならず、このままでは前に進まない。前提条件を整理した方がよい。

## 2) 今後の委員会の開催について

- ・意見書作成の目標期限を設定すべきだ。
  - 事業費や費用効果分析についてさえ、いまだに示されていない段階では、意見書を作成できない。年内に示される河川管理者からの回答を見た上で、期限を考えたい（委員長）。
- ・地元の方々の考えや思いについても、委員会で審議する必要があるのではないかと。
  - 地元の状況や経緯についても議論しながら進めればよいと考えている（委員長）。
- ・事業費の詳細はいつ示されるのか。
  - 事業費については遅くとも年内に回答する（河川管理者）。
- ・年度内に整備計画を策定するために、厳しいと承知してはいるが、1月中に答申を頂きたい(河川管理者)。
  - 事業費も示されていないのに、1月中に意見書を出せるわけがない。撤回して頂きたい(委員長)。
  - 「1月中」は撤回する。年度内の整備計画策定が目標だが、審議が尽くせないのであれば、審議を尽くすことを優先するほかないが、河川管理者は年度内を目標としてやっていくという点をご理解頂きたい。次回委員会までにこれまでに頂いた質問への回答を提出するので、回答を見て頂いた上で、スケジュールについて再度お願いする（河川管理者）。

## 3. 一般傍聴者からの意見聴取：8名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者は計画高水位を少しでも超えれば責任を持たないのか。「計画高水位を1cmでも超えればダムが必要」というのは通用しない。異常渇水対策がなぜ治水事業なのか。治水事業は洪水対策だ。委員から異常渇水対策のための容量を琵琶湖の浚渫で確保するという案が出されていたが、環境への影響を考えれば、すぐにできるものではない。いずれは浚渫すべきだが、琵琶湖の自然環境のためにやるべきだ。高時川の水利権は丹生ダムが前提となっている。丹生ダムができるまでは暫定水利権をカットすべきだ。河川管理者は責任を回避しようとしている。休止すべきは河川管理者だ。しっかりやってほしい。
- ・異常渇水は60年に1回の異常事態だという認識が薄い。大阪市水道局に「河川管理者の検討ケース2」について質問し、平成13年の実態に照らして大阪市でこれを実行すれば、2～9月までの一部の日で、深夜の断水は避けられないだろうという回答を頂いた。しかし、60年間に1回の異常事態ならばその程度は起こる。また、河川管理者の検討では維持流量の削減がまだ甘い。人間優先で考えれば、問題は起きない。
- ・第1次委員会では、ダムWG、現地視察、住民意見聴取を行って、ダムへの厳しい意見をまとめた。第3次委員会には、これまでの委員会の議論を理解した上で意見を述べて頂きたい。
- ・木津川では、住民への原案説明会は2回だけ。3回目の開催はなく、「質問や意見はメール等」ということだった。河川管理者は、住民の意見は聴き置くだけで、市町村首長の意見を大切にしようとしているのではないかと。原案説明会では、若者の集団が目立ったが、司会等を請け負っているコンサルの関係者だった。未確認だがアルバイト料をもらっているのではないかと。河川管理者は住民からの質問を保留したままだが、これでは住民意見反映が途絶えてしまう。
- ・流域委員会には丹生ダムの地元の意見が反映されていない。地元は1億m3規模のダムを求めている。一刻も早く工事を再開してほしい。国に協力して故郷を去った者の気持ちを考えてもらっているのか。丹生ダムは琵琶湖への影響がないという調査結果が出されているし、淡海の川づくり検討委員会では「丹生ダム+河道改修が有効」となった。琵琶湖周辺の床下浸水は住民で対応すべきという委員の意見は非常識だし、高時川の河床掘削はいつまでたっても実現できない。委員会にはしっかりとやってもらいたい。
- ・「丹生ダムありき」では代替案の発想が貧困になる。河川管理者には「丹生ダムありき」をやめて、治水を真剣に検討してほしい。高時川の基準渇水流量がいまだに明らかでない。水利権についてはおそらく昭和51年に行政手続きをきちんと踏んでいない。論理的に検証し直すべきだ。
- ・計画を頻繁に変える河川管理者がダムの方々に迷惑をかけている。発言のなかった委員には意見がないのか。河川管理者に伝えるのが委員の義務だ。前回委員会の議事録が公開されていないのは何故か。ダムフォローアップ委員会は流域委員会の審議にも影響してくる。委員会でも検討してほしい。
- ・河川管理者から正しい情報が示されていないからこそ、委員会の審議が遅れているという認識が河川管理者にはない。「1月中に答申を出してほしい」という河川管理者の発言には驚いた。「流域市町村長の意見書」は、すべての市町村長が承知しているというわけではない。レビューされるべきは河川管理者だ。河川管理者には「流域委員会とは何か」を見つめ直してほしい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。  
詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。